

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市個人情報保護法施行条例骨子（案）

2 案件の概要

個人情報保護法改正に伴い、個人情報保護制度の法体系が、令和5年4月から一本化される。平塚市では、平塚市個人情報保護条例を廃止し、法により条例に委任された事項を定める平塚市個人情報保護法施行条例を定めるため、条例の骨子（案）を意見募集した。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

令和4年5月6日（金）～令和4年6月6日（月）

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、電子メール、電子申請

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	1 人	1 件
団体から	団体	件
合計		1 件

(2) 意見内訳

項目	件数 (件)
個人情報保護運営審議会に代わる個人情報の適正な取扱い	1
合計	1

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	
イ：反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	
ウ：参考	取組を推進する上で参考とするもの	1
エ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	
合計		1

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	個人情報保護運営審議会に代わる個人情報の適正な取扱い	<p>「個人情報保護運営審議会の諮問があったものと同程度の適正な個人情報の取扱い」とありますが、具体的にどのような関連規定を設けるのでしょうか。</p> <p>特に本人外収集について、個人情報保護法には、平塚市個人情報保護条例第8条第2項のような規定はありませんが、どのような対応を予定しているのでしょうか。</p>	<p>個人情報の流れを把握できるよう、個人情報保護法第75条に基づき、各課が個人情報ファイル簿を作成し、市民情報・相談課が受付します。</p> <p>個人情報保護法では対象者数が1,000人以上の個人情報ファイルにおいて個人情報ファイル簿を作成することとされていますが、平塚市では1,000人未満も全て個人情報ファイル簿を作成する予定です。</p> <p>個人情報ファイル簿に「記録情報の収集方法」が記載されることとなり、平塚市個人情報保護条例第8条第2項第7号により平塚市個人情報保護運営審議会が答申した実績を参考に市が判断することとします。また、必要に応じて個人情報保護法の所管機関である個人情報保護委員会に助言を求めることができます。</p> <p>以上のことについて、平塚市個人情報保護事務取扱要領等、関連規定を設ける予定です。</p>	ウ 参考

<お問い合わせ先>

平塚市市民部市民情報・相談課

電話：0463-21-8764

電子メール：jousou@city.hiratsuka.kanagawa.jp

